


1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

(1) 西淀川区地域福祉計画・地域福祉活動計画

“地域福祉”とは、日常生活に関わるさまざまな問題や課題を、住民の日常生活の場である「地域」において、住民が主体となって、行政や関係機関などさまざまな主体と連携・協働して解決や改善に向けて取り組み、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」ができるような顔の見える関係を築いていくことです。

大阪市では、平成16年3月に第1期「大阪市地域福祉計画」を、平成21年3月に第2期計画を策定し、地域福祉を推進するための理念と市全体の方向性を定め、取り組みを進めてきました。その後、新しい住民自治の実現に向けて策定された「市政改革プラン」に基づく「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、地域福祉においても全市一律の取組ではなく、それぞれの区が地域の実情や特性に応じて主体的に取り組むこととされ、平成24年に「大阪市地域福祉推進指針」を策定しました。さらにその後、社会経済情勢の変化を受け、平成30年3月に「大阪市地域福祉基本計画」（計画期間平成30年度～32年度）を策定したところです。

西淀川区では、平成18年3月に福祉のまちづくりを進めていくための行動指針として「地域福祉アクションプラン」を策定し、さらに平成28年6月に“支えられ上手 支え上手な人があふれるまち”をキーワードに「西淀川区地域福祉推進ビジョン」を策定し、地域福祉の推進に向け、区民ニーズや地域特性に基づく取り組みを進めてきました。

そして、新たな時代における地域福祉を本格的に展開するため、「西淀川区地域福祉計画・地域福祉活動計画 西淀川ささえあい  プラン」（以下、「本計画」という。）を策定することとなりました。

なお、本計画は、平成26年4月に大阪市西淀川区役所と社会福祉法人 大阪市西淀川区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）との間において締結した「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」に基づき、また、これまでの一体的な活動の経過と今後の推進・拡充に鑑み、行政と地域福祉を推進する団体との連携・協働型の計画として策定するものです。

(2) 他の計画などとの関係

本計画は、「大阪市地域福祉基本計画」や他の計画と一体となって、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」を形成しています。また、大阪市社会福祉協議会が中心となってとりまとめた「大阪市地域福祉活動推進計画」（平成30年3月）とも連動しています。

一方、西淀川区では、平成31年2月に今後5年間を見据えて、区のめざすべき将来像とその実現に向けた施策展開の方向性などをとりまとめた「西淀川区将来ビジョン」を策定しています。

これにより本計画は、「西淀川区将来ビジョン」を補完するものとして、地域福祉に関する施策や事業の具体的な取り組みを示すものとなっています。

(3) 計画の推進期間

本計画の推進期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、国の福祉制度の変更や大阪市地域福祉基本計画の改訂、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

(4) 策定・推進にあたっての基本的な考え方

本計画の策定にあたっては、次のような考え方のもとに策定しています。
また、具体の施策や事業の展開に際しても、これらを踏まえて取り組んでいきます。

① 人権尊重の考え方

すべての人は、人間として尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、身体機能、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、すべての人は等しく人権という基本的な権利を生まれながらにして持っています。しかし、現実には、そのあたりまえの権利を奪われてしまっている人たちがいます。

このようなことから、特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考えのもとに、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に支え合い・助け合える地域づくりをめざします。

② 住民主体の地域づくりの考え方

地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加・参画です。支援や介護が必要な方にも地域で期待される役割があります。住民自らが活動することで、支援や生活しづらい人の存在に気づいたり、生活に関わるさまざまな課題を知るきっかけになります。

住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民として、自分たちが住んでいる地域をもっと良くしていきたいという主体的な姿勢をもつとともに、地域課題や住民のニーズについて、住民同士で共有し、話し合い、地域全体で解決に向け取り組むことが大切です。

このようなことから、住民が主体的に地域活動を展開し、地域の課題や資源の開発などに取り組む生活しやすい地域づくりをめざします。

③ 社会的援護を要する人々を支援する考え方

地域には、貧困などの経済的な問題にとどまらず、心身の障がいや不安、国籍や文化の違いなどによる排除や摩擦、虐待やDVなどの問題を抱えた人々があります。そのような人々を排除することなく、適切なサービスを提供するとともに、地域とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。

このようなことから、さまざまなネットワークや手法などを活用して「見えない」課題を顕在化し、人々が直面している課題や問題を地域の課題として共有し、住民と行政をはじめ地域に関わる人が解決に向けて協働していくことができる地域づくりをめざします。

④ 多様な主体との協働（マルチパートナーシップ）の考え方

私たちの地域には、地域活動協議会や地域社会福祉協議会（地域社協）、町会（地域振興会・連合町会）などの住民主体の活動をはじめ、民生委員・児童委員、保護司・更生保護女性会、NPO、介護保険や障がい福祉サービスの社会福祉事業者などが福祉の取り組みやサービスを展開しています。また、身近な日常生活に関わるさまざまな企業・事業所があります。

日常的な見守り活動や認知症高齢者の早期発見などの展開には、多様な活動主体と連携し、情報を共有することなどが重要です。

このようなことから、さまざまな活動主体が地域福祉の担い手として、お互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、地域の課題解決に向けた協働の取り組みを広げていく地域づくりをめざします。

《コラム・豆知識》

◇地域共生社会「我が事・丸ごとの地域づくり」

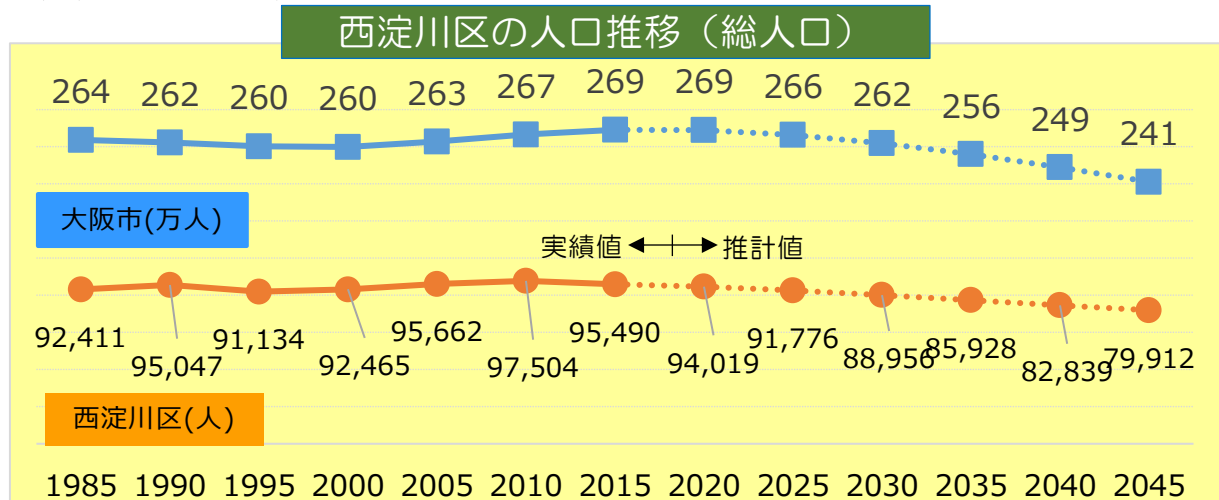
国では、平成28年7月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置されました。この取り組みでは、すべての人々が地域において、暮らしや生きがいとともに創り高め合う地域共生社会を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ（地域共生社会）の構築をめざしています。

“我が事”とは、地域住民がさまざまな地域福祉課題を他人事と考えず、今自分たちでできることは何かを考え、着実に行動に移していく「住民の主体形成づくり」のことです。

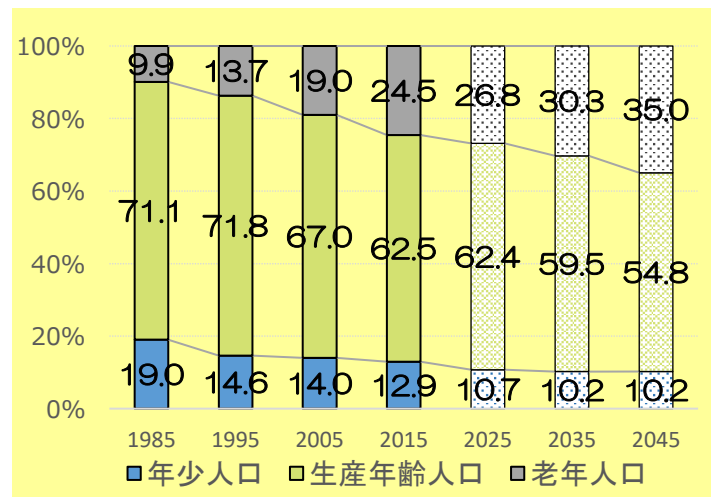
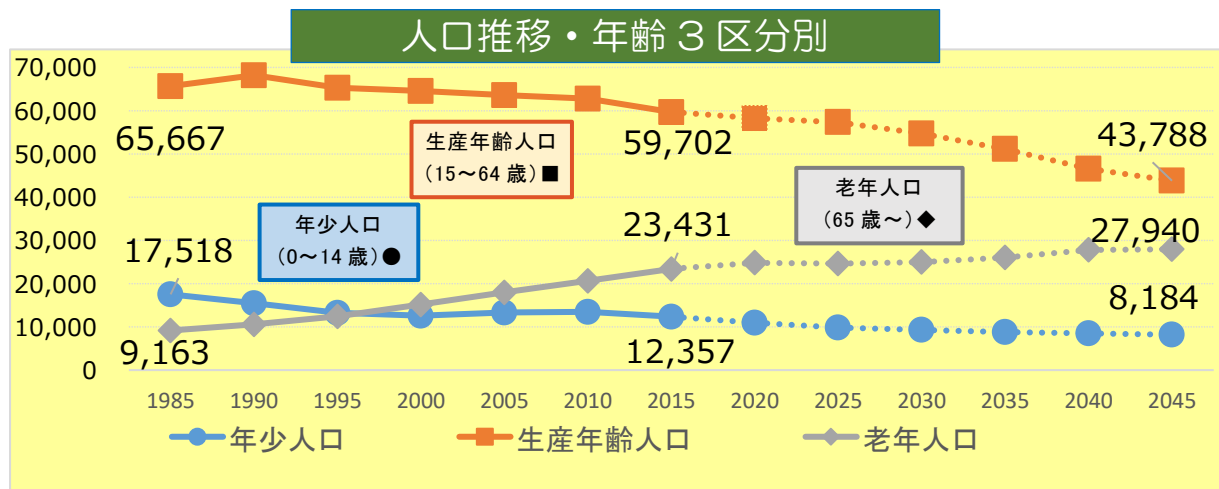
また、“丸ごと”とは、今まで、高齢者・障がい者・児童など公的扶助などを縦割り・対象別で対応してきたものを改め、従来の縦割り体制の弊害である「制度の狭間」を作らないため、行政や社会福祉施設や機関などが、連携をより一層充実していくこととされています。

2. 西淀川区の地域福祉を取り巻く状況

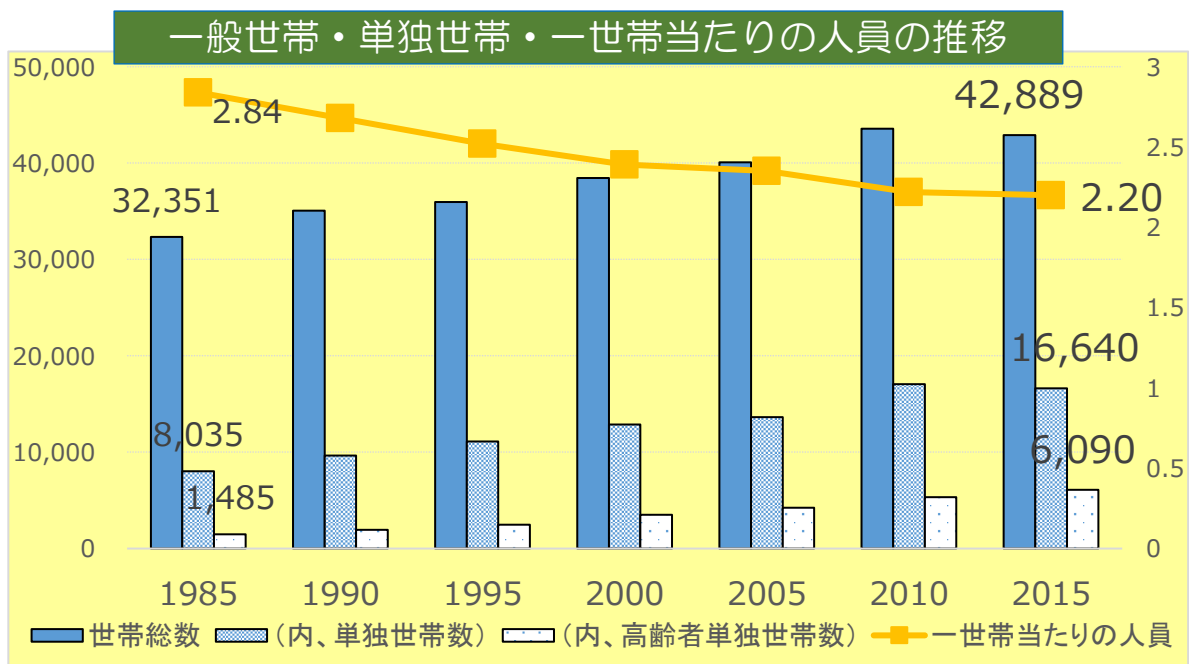
(1) 人口の推移



- 当区では2010(平成22)年までは人口増加傾向でしたが、2015(平成27)年は減少となっています。
- 2045年は2015(平成27)年に比べて16.3%減少(市全体10.4%減)が予測されています。



- 年少人口、生産年齢人口が減少傾向で推移する中、高齢者の人口は年々増加しており、2015年には23,431人と、1985年と比べて2倍を超えています。今後も高齢者人口は増加傾向で2045年には27,940人に達すると見込まれています。
- 2045年には高齢化率は35.0%となり、今後25年間で1.4倍になると見込まれています。



- 世帯総数は 2015 年を境に減少しています。
- 高齢者単独世帯数は 1985 年に比べて 4 倍に増えています。
- 一世帯当たりの人員規模は年々減少傾向となっています。

(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 支援を必要とする人々の状況

① 障がい者について

- 西淀川区における障がい者手帳の交付状況をみると、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者はいずれも増加傾向にあります。また、近年、指定難病や発達障がいなどの障がい者が増えてきています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体障がい者手帳	4,569	4,534	4,536
療育手帳	898	954	1,060
精神障がい者保健福祉手帳	807	879	960

- 平成28年度大阪市障がい者等基礎調査によると「災害時に必要と思うこと」については、「安全な場所(避難所)などへの誘導や介助などの支援」が最も多く、要支援者への避難支援の取り組みの促進が求められています。

② 高齢者について

- 介護保険制度における要支援や要介護の認定高齢者は、毎年増加の傾向にあり、また、認知症高齢者も同様の傾向にあります。

	平成22年度	平成27年度
高齢化率	21.3%	24.5%
単身高齢者の割合	36.4%	37.3%

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要介護認定者数	5,352	5,538	5,703
認知症高齢者	1,283	1,325	1,353

- 平成29年に実施した大阪市高齢者実態調査によると高齢者世帯の34.7%が孤立死を「身近に感じる」と回答していますが、ひとり暮らし世帯に限定すると、55.9%が身近だと感じており、ひとり暮らし高齢者がより孤立死を身近に感じていることがわかります。

③児童福祉について

- 平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から全国の自治体において「子ども・子育て支援制度」がスタートし、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援などを進めることになりました。
- 新制度のもと、大阪市では利用者支援事業を開始し、就学前の児童に関する相談に応じ、ご家庭のニーズに合った子育てサービスの情報を提供しています。
- また、児童福祉法に基づき、虐待やネグレクトなどにより保護や支援が必要な児童等を早期に発見し、適切な保護・支援を行う、要保護児童対策地域協議会（要対協）を設置しています。

○児童虐待・通報件数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数	433件	665件	825件	778件
うち虐待相談	86件	113件	160件	156件

○要保護児童対策地域協議会登録件数 29年度末 175件 30年度末 209件

○「困った時に相談できる相手がない」と答えた困窮度Ⅰの割合

西淀川区：7.1%（中央値以上群：1.0%） 大阪市平均：5.0%

（※困窮度Ⅰ：世帯の可処分所得を基に世帯人員を考慮して求めた等価可処分所得が大阪市の中央値（238万円）の半分（119万円）を下回る世帯：平成28年度「子どもの生活に関する実態調査」）

④生活保護・生活困窮について

- 生活保護制度は、何らかの事情により真に生活に困窮した場合に、一定の基準に基づいて最低限度の生活を保障し、一日も早く自分自身の力で生活できるように援助する制度です。

- 令和2年3月現在の西淀川区の生活保護受給世帯数は約2,600世帯で、近年は減少傾向にあります。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被保護世帯数	2,902	2,878	2,846	2,777	2,687
被保護人員	3,873	3,818	3,712	3,574	3,416

- また、近年の生活困窮は経済的な問題だけでなく、社会的な孤立などの複合的な課題を抱える場合や、本人のみならず家族にも課題があり、それらが絡み合っている場合もあります。
- このため、生活自立支援の強化を目的として区役所に相談窓口を設置し、「第2のセーフティネット」として生活保護に至る前の段階での支援を行っています。

⑤外国籍住民について

- 西淀川区には56ヶ国の方が暮らしており、特に、ペルー・ブラジル国籍の方は市内第1位、フィリピン国籍の方は第3位となっており、近年ではベトナム国籍の方が大幅に増えていますが、その多くは外国人技能実習制度による「技能実習生」であり、また、出入国管理及び難民認定法の改正によって新たな在留資格が設けられた影響によるものと考えられます。
- 外国籍の就学前の乳幼児や就学期の子どもの多くは学校園に在席しており、学校園の努力とともに、支援する団体などの協力を得て、学習支援や生活サポートが取り組まれています。さらに、就労している世代への日本語学習支援や生活相談など総合的支援が必要となっています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年9月末
外国籍住民数	3,572人	3,880人	4,193人
市全体に対する比率	3.68%	3.98%	2.93%

○市全体における西淀川区の居住割合が多い外国籍住民（令和元年9月現在）

ペルー 市全体の34.9%（区内人口167人）、ブラジル 21.3%（同211人）、スリランカ 11.9%（同39人）、フィリピン 6.8%（同282人）、ネパール 5.4%（同120人）、ベトナム 5.2%（同820人）